

平成29年度 第1回（臨時総会）

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成29年度第1回（臨時総会）江田島市農業委員会議事録

日 時	平成29年11月1日 14時00分	場 所	江田島市役所 本庁 403会議室
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 4 中下 雅敏 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 9名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議 事 録 署名委員	4 中下 雅敏 8 清水 正子		
提出議題	議事 議案第34号 江田島市農業委員会の会長の互選について 議案第35号 江田島市農業委員会の会長職務代理者の 互選について 議案第36号 江田島市農業委員会の委員の議席の決定に ついて 議案第37号 江田島市農地利用最適化推進委員の委嘱の 承認について 協議事項 農業委員の地区割りについて 現地確認の方法について 農業委員、農地利用最適化推進委員の研修の案内について		

平成29年度第1回江田島市農業委員会臨時総会次第

1 開 会

事務局長 皆さん、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、平成29年度第1回江田島市農業委員会臨時総会を開催いたします。農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、最初に行われる総会は市長が召集することになっています。今回は、委員の任期満了による任命の、最初に行われる総会ですので、江田島市長がご案内いたしました。

それでは、江田島市長、明岳周作から、ご挨拶をお願いいたします。

市長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。それでは今回は、市長の任命制になって初めての総会ですので、新任の委員さんもいらっしゃいます。大段委員さんから順に、農業委員の方に自己紹介のほうをお願いできればと思います。

(各委員による挨拶)

事務局長 ありがとうございます。続きまして、農業委員会事務局のほうを自己紹介をさせていただきます。

(事務局長、奥原書記、中下書記、窪田書記による挨拶)

事務局長 続きまして、皆様と関係が深い、産業部のほうから、産業部長、ご挨拶をお願いいたします。

産業部長 (挨拶)

農林水産課長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。それでは、市長、産業部長、農林水産課長は他の公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。

市長 どうぞ、皆さん宜しくをお願いいたします。

2 臨時議長の選出

事務局長 それでは、本日は市長の任命後初めての総会ですので、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定による市町村議会に準じ、最年長の委員であります、前田栄子さんに臨時議長をお願いいたします。前田委員さん、すいません。こちらの席へお願いいたします。

臨時議長

最年長ということで担当させていただきます。慣れない、拙いことですが、宜しくお願いいたします。本日の出席委員は 8 名です。農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項の規定により、在任委員の過半数以上の出席を認め、総会が成立いたします。

3 議事録署名者の指名

臨時議長

次に、日程 3 の議事録署名者の指名ですが、農業委員会等に関する法律第 33 条第 1 の規定により議事録を作成することになっております。本日の議事録署名者に、清水委員と、中下委員を指名いたします。宜しくお願い致します。

4 議 事

臨時議長

続きまして、日程第 4 の議事に入ります。議案第 34 号江田島市農業委員会の会長の互選についてを、上程いたします。会長の選任につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、委員が互選することになっております。互選は原則投票となっておりますが、地方自治法第 118 条の規定により、委員の中に異議がない場合には、指名推薦の方法をとることができます。どちらがよろしいでしょうか。

中下委員

江田島の中下です。大段委員さんを推薦いたします。

臨時議長

それでは、皆様推薦で指名することにご異議ございませんか。

委員

異議なしの声あり。

臨時議長

異議なしと認めます。それでは皆様、大段さんに決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なしの声あり。

臨時議長

異議がないということで、全員の同意を得たと認め、大段委員が会長に決定されました。

中下委員の意見があり、推薦されましたので、指名推薦によって推薦することができました。そのため、投票による互選はありません。それでは、この場をもちまして、次の会長と交代させていただきます。

事務局長

では、臨時議長をしていただきました前田さん、ありがとうございました。

それでは、大段委員さんが、ただいま、皆さんの推薦により会長に決定いたしましたので、会長席のほうへお願いいたします。

議長 ただいま任命されました大段です。まだ不慣れなんですけども、皆さんと協力して、頑張ってやりたいと思います。宜しくお願いします。

ただいま会長が任命されましたので、次に会長職務代理者を互選したいと思います。どなたかいかがでしょうか。

誰も発言されないようですので、私から指名させていただきます。中下委員さんをお願いしたいのですが。アドバイスのほうを宜しくお願いいたします。

それでは、会長職務代理者を、中下さんということでご承認願えますか。

委員 異議なしの声あり。

議長 続いて、議案第 36 号江田島市農業委員会の議席の決定について上程します。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局長 江田島市農業委員会規則第 7 条により、議席はくじにより決めることになっています。会長は 9 番とさせていただきますので、1 番から 8 番までの議席をくじにより決めさせていただきます。ただいまお席のほうに議席の表をお配りさせていただいております。1 番から 8 番までの番号をふっておりますので、次回の総会からは今からくじを引いていただいた番号で、着席していただくようになります。それでは、清水委員さん方のから順番にくじを引いてください。

(委員がくじを引く)

議長 それでは、今回引いたくじの通りに議席を決定します。

続きまして、農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局長 はい。本日お手元に配布しております、江田島市農地利用最適化推進委員の候補者名簿を御覧ください。農地利用最適化推進委員は、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました改定農業委員会等に関する法律により、設置されたもので、江田島市では旧町ごとの地区割りで、各町 4 人の、合計 16 人の定数となっております。10 月 12 日に、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、候補者を決定しました。この 16 人を、農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、農業委員会の承認を求めるものです。ちなみに、農地利用最適化推進委員にご応募いただいた方は、今お手元にお配りしている 16 人ちょうどとなっておりますので、こちらの方で取捨選択というのはいないまま、ご応募いただいたままの方となっております。

議長 このことで、何か質疑やご意見はありませんか。

委員 質問、意見なしの声あり。

議長 ないようでしたら、本件の農地利用最適化推進委員について、この方たちに委嘱したいと思うんですが。

委員 異議なしの声あり。

議長 このことについて、全員異議なしということで、農地利用最適化推進委員について認定したいと思います。

これをもちまして農地利用最適化推進委員の任命を終わりましたので、議案についての協議は終了させていただきます。

その他のことについて、事務局からの説明を宜しくお願いいたします。

5 協 議 事 項

事務局長

- ・ 農業委員の地区割りについて
- ・ 現地確認の方法について
- ・ 農業委員、農地利用最適化推進委員の研修の案内について

奥原書記

- ・ 江田島市農業委員会の互助会について

6 そ の 他

議長 それではこれから宜しくお願いいたします。ありがとうございました。